

教え子を再び戦場に送るな！



今あらためて語り継ぎたい
平和・戦争
第17回平和のとよなか戦争展開催

9月13日、14日と豊中ず
てつぷで第17回とよなか戦
争展が開かれました。二日
間で二七〇名の市民が足を
運び見学しました。

今年も、わたしたちの豊
中の街の空襲についての展
示をおこないました。特に、
戦後に掘り出された空襲の
際に、撃ち落とされたP51
のプロペラの一部の展示や
国民服など当時のものは見
学者が立ち止まって見てい
ました。

また、直接戦争を体験し
た方々がシベリヤ抑留体験
や豊中空襲について話され
ていました。

戦後63年が経過し、豊中
の空襲の実像をどのように
継承していくか考えていか
なくてはならない時期になっ
ています。



2008年10月1日
NO、424

とよなか

全教豊中教職員組合

〒561-0874
豊中市長興寺南3-5-2
TEL (06) 6865-3190 FAX (06) 6865-3191
Eメール zenkyo-toyonaka@tcct.zaq.ne.jp
Web ページ
<http://www.tcct.zaq.ne.jp/zenkyo-toyonaka/>

07年実施の退勤調査をどう生かすのか！ 休憩時間問題を考える

豊中市教委は、組合に対し休憩時間の明示について、提案をおこなってきました。

提案の理由と内容は左記のとおりです。

提案理由

休憩時間の付与等について、平成18年（2006年）9月措置要求がなされ、本年2月に大阪府人事委員会から、「豊中市教育委員会は独自の見解に基づくことなく、大阪府教育委員会の助言・指導に沿って、所管の市立小中学校の各校長に対し、勤務時間内における休憩時間を明示するよう指示するべきものと認める」との判定が下された。豊中市教育委員会としては、府人事委員会の判定に基づき、休憩時間を明示するよう各学校に指示する必要があるため。

休憩時間の確保は労働者にとって重要

若者の間で、60年以上昔の『蟹工船』（小林多喜二）がブームです。

8時間労働制や休憩時間の確保など、長い年月の働く者のたたい・運動によってこれらの権利が勝ちとられてきました。

仕事を効率的におこなう上でも、労働の間に休憩をとることは大切なことです。

学校現場の現状は――

休憩時間の確保どころか長時間の超過労働の恒常化

昨年、9月に市教委は退勤調査を実施しました。1年を経過した現在もその結果を公表していません。職場によっては午後8時

を過ぎてもたくさん職員が残っている状況があります。市教委とのやり取りの中で、長時間の勤務実態になつているとは認めました。

全教豊中は「休憩時間がとれる状況にあると思つているのか」と市教委の認識をただしました。市教委は「とれる状況にないと思つている」と答えるとともに、「8時間を超えて労働させてはいけない」と、これまでも同様の姿勢を示しました。

引き続き、この件での交渉を続けます。

提案内容

（1）明示の時間帯
午前11時から午後2時の時間帯で各校の実情を踏まえ決定する。

就学前等の子どもをもつた教職員への
ていねいな配慮

運動会や文化祭のシーズンです。

通常の勤務では行事が進まないということで、管理職から「早めの出勤のお願い」などがされています。

教職員も、その必要性を認めて、「自主的」に出動しています。

しかし、中には就学前の子ども等がいて、保育所や幼稚園のやりくりで困っている人がいるはずで

全教豊中は、市教委に対し、校長の“お願い”がこうした教職員への配慮なしにおこなわれないように、一人ひとり声をかけ、ていねいに対応するように求めました。

市教委も、「ていねいに対応する必要がある」と答えています。

みんなで考えよう どうなる？ どうする？ 新学習指導要領 Ⅰ はじめに

8月末、豊能の教育課程研究協議会が開かれました。また、職場でも新学習指導要領（以下

要領）の研修などもたれていきます。

文科省は、要領の徹底をはかるために、全教職員に「冊子」を配布するなど力を入れようです。

新指導要領について、しっかりとつかみ、それぞれの学校で、文科省・新指導要領いいなりでなく、子ども

文科省の十改年

たちの実態から新しい教育課程をつくっていきましょう。

改悪教育基本法の下での 初めての要領

2月の要領案から3月28日に告示された改訂要領。マスコミからも異例の修正と報道されました。

案ではなかった
・「我が国と郷土を愛し」という文言の挿入。

この間、文部省・文科省が進めようとしてきたことに、全教は批判をし、問題点を指摘してきました。

文科省は、こうした内容を見直し、これまでと一見、逆の政策を打ち出したかに見えます。

しかし、…。

小1・2年国語で「昔話や伝説」を「昔話や神話・伝承」と神話の復活
・音楽での「君が代」を「歌えるように指導すること」
など重要な変更がありました。
この背景には案発表後に「靖国派」と呼ばれる政治的圧力が働いているといえます。

学校現場への拘束を強めるとともに、国家主義・復古的学習内容をおしつけ、「競争と管理、格差づくり」の教育をすすめようとするものです。

今回の改訂は、これまでの何回かの改訂とはちがって、改悪教育基本法と教育改悪三法のもとでの初めての要領です。

具体的な改訂要領について、これから見ていきます。

◎おすすめの一冊
「ひと目でわかる2色刷り小学校学習指導要領新旧比較対照表」
発行 日本教材システム
定価九五二円＋税

新旧の要領の違いが左右で比較できます。

